

不動産所有者の方へ

恵庭市では、空家等に関する諸問題の解決を図るため、関連する専門家団体と協定を締結しております。空家等に関して、お困りの事項がありましたら、各団体にて所属会員の紹介等が可能ですので、お気軽にご連絡・ご相談ください。（内容により、別途相談料がかかる場合があります）

相続や登記でお困りの方

【札幌司法書士会】

〒060-0051

札幌市中央区南 1 条東 1 丁目 3 番地
パークイースト札幌 2 階

TEL：011-211-8763（空家等相談ダイヤル）

※相談受付時間・・・月水金 13:00～16:00
（祝祭日・年末年始・お盆期間除く）

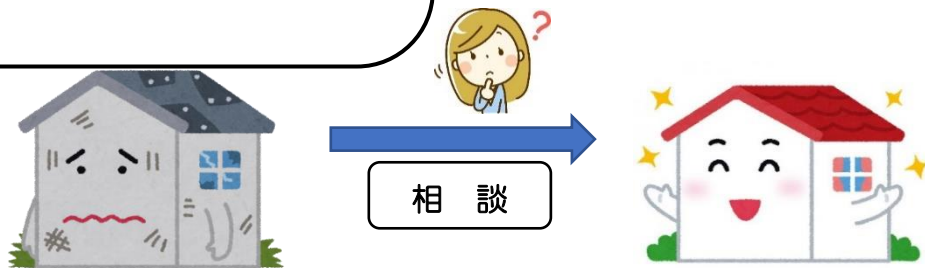
登記・境界の確認でお困りの方

【札幌土地家屋調査士会】

〒064-0804

札幌市中央区南 4 条西 6 丁目 8 番地
晴ればれビル 8 階

TEL：011-271-4593



空家等の売買・利活用でお困りの方

公益社団法人

【北海道宅地建物取引業協会】

札幌東支部

〒003-0001

札幌市白石区東札幌 1 条 1 丁目 1-8

じょうてつビル 1 階

TEL：011-623-2871

公益社団法人

【全日本不動産協会北海道本部】

〒064-0804

札幌市中央区南 4 条西 6 丁目 11-2

全日ビル 2 階

TEL：011-232-0550

空家等の管理を徹底しましょう！

気になる方はお電話ください。

↓お問い合わせ先↓

〒061-1498

恵庭市京町 1 番地

恵庭市役所 生活環境課

TEL0123-33-3131（内線 1182）